

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	10	4	2	4
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		12	5	2	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	10	2	6	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年6月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人 岐阜県美術振興会	文化伝承課	美術品の購入等に係る支払事務において、支払を終えた請求書に支払済印が押印されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け確認した。 指導事項について事実確認をしたところ、令和2年度以降は支払済印が押印されていなかった。予備監査にて指導を受けた後、事務局内で共有し、その後の支払事務においては支出後に支払済印を押印している。今後も押印もれにならないよう、人事異動に伴い担当者が変わる際には適正に引き継ぐこととする。
公益社団法人 木曾三川水源造成公社	森林保全課	令和3年度の決算において、次のとおり不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 令和3年度に取得した器具（取得価格6,377,800円）は、公益社団法人木曾三川水源造成公社財務規程（以下「財務規程」という。）に基づき「工具器具備品」として計上すべきところ、当該規程に定めのない勘定科目（機械装置）で計上していた。 2 上記1の資産について、固定資産の減価償却は、財務規程では定額法に基づき実施しているが、定率法により算出していた。 3 投資有価証券及び有価証券の評価基準及び評価方法について、財務規程では移動平均法による原価基準を採用しているが、償却原価法により評価していた。	指導事項について対象団体に対応を求め、以下の措置を講じる旨の報告を受け確認した。 指導事項への対応として以下のとおり対応した。 1 令和3年度に取得し、「機械装置」で計上していた器具（取得価格6,377,800円）の勘定科目について、令和4年度決算において「工具器具備品」に修正した。 2 定率法により算出していた1の資産の減価償却額について、令和4年度決算において定額法により算出した額に修正した。 3 有価証券の評価基準及び評価方法について、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に則り、満期保有目的の有価証券は償却原価法（定額法）により評価するよう公益社団法人木曾三川水源造成公社財務規程（以下「財務規程」という。）を改めた。 今回の指導事項については、会計規程等を委託先の会計事務所に財務規程の内容を知らせるこ

			<p>となく、処理を委託したため当該事案が発生した。</p> <p>今後の再発防止策として、日頃から企業会計基準に係る情報の収集に努め、適宜財務規程等を改正するとともに、会計管理業務を委託する際は、必ず財務規程等業務に必要な情報を委託先に提供することとする。</p>
--	--	--	---